

令和3年度 第2回 山梨県森林環境保全基金運営協議会

- 1 日時：令和3年10月26日（火）午後2時～
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）河野 東、五味愛美、草野香寿恵、志村隆夫、白石則彦、新田治江、丸茂正樹、若林祐斗（五十音順）
（事務局）金子林政部長、河西林政部次長、山田林政部技監、鷹野林政部技監
信田林政総務課長、上野森林整備課長、深水林業振興課長、植村税務課長
長池森林総合研究所主幹研究員、林政総務課企画担当（2名）
- 4 傍聴者の数 1名
- 5 会議次第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
 - （1）山梨県森林環境保全基金事業第3期（R4年度～R8年度）計画（素案）について（資料1）
 - （2）県民説明会について （資料2）
 - （3）その他
 - 4 閉会
- 6 議事の概要

○座長

どうぞよろしくお願ひ致します。それでは、これから議事に入らせていただきます。
まず、議事の山梨県森林環境保全基金事業第3期（R4年度～R8年度）計画（素案）について事務局からご説明をお願ひ致します。

○林政総務課長 資料1説明

○座長

ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願ひ

致します。

○委員

森林整備事業の請負の立場から2点ほどありまして、1点目は、現場の賃金を上げていただきたいという要望です。荒廃森林を再生していくのに、高度な技術も必要だし、危険も伴う、今の賃金では受け手がなくなるという声をよく聞きます。もう少し、健全な経営ができるような仕組みにしていだけないか。2点目は、10年目を迎え、1度手を入れた森林も、また荒れている箇所もあるので、再度、手を入れることで、森も生きていくと考えますが、検討していただけないでしょうか。

○森林整備課長

まず、1点目ですが、第3期計画は、労務単価の上昇を加味して計画しております。また、施業の低コスト化にも県の施策として取り組んでおり、生産性が向上することで、賃金のアップにつなげていきたいと考えています。

2点目ですが、荒廃森林1万9千haの解消に向けて、まだまだ、整備していかなければならないところですが、整備済みの箇所については、モニタリング調査をしていますので、その状況により検討していきたいと思えます。

○座長

ありがとうございました。私から質問したいのですが、事業箇所別に積算して、競争入札という形で行われるのでしょうか。もし、積算額に見合わないということで、請け負う事業者さんがなくなるということもあるのでしょうか。

○森林整備課長

これは、補助事業となりますので、県の提示している標準単価を使用して、森林組合等が積算したものを県に申請し、それに対して補助しています。

○委員

資料1の9ページにある「甲斐の木づかい推進事業」は、市町村譲与税の対象になるので、市町村にお任せするというのでしょうか。

○林業振興課長

現在、県税と国の森林環境譲与税があり、市町村を中心に譲与されている国の譲与税の用途として木材利用があるため、そちらは市町村に任せるという考えです。また県税は荒廃森林の再生に重点を置き、引き続き取り組む必要があります。

○委員

私は、ある自治体の環境委員をしております、そこで私立の学校を見学したところ、間伐材を使った工作物の作製を通じて森林環境教育を行っております。国税に市町村の用途として木材利用があるとのことですが、せっかく子供たちが森林などに興味を示している中、市町村が積極的に取り組んでいただけるのか危惧するところです。

○森林整備課長

森林体験活動支援事業については、令和元年度から市町村に対して国税の譲与が開始されているところですが、そちらは、各市町村の地域の実情に合った施策が進められると考えられます。

ただ、すべてを市町村に任せるのではなく、県に譲与されている国税を活用して、活動費の直接助成ではなく、森林環境教育を指導できるインストラクター養成や、子供たちが木に触れて楽しむ木育スペースの設置などに支援を行っているところです。

○委員

資料1の7ページの真ん中に書かれている「荒廃森林の解消については、県税事業と併せ、森林整備と国の森林環境譲与税を活用した市町村による整備を両輪として推進することとします」とありますが、荒廃森林整備を市町村にすべて任せるように見えてしまうのですが。

○森林整備課長、林政総務課長

当初、想定していた1万9千ヘクタールの荒廃森林の解消に向け、取り組んでいるところですが、労務単価の上昇などにより、今後、県税だけでは、すべてを賄いきれないため、市町村による国税を活用した森林整備と併せて、目標を達成していくという趣旨でございます。

表現については、考えさせていただきます。

○委員

市町村が譲与税を活用した事業の実績等はわかるものなのでしょうか。「木づかい」や「森林体験」事業が来年度以降、市町村で行われたか確認したい。

○森林整備課長

国の譲与税は、その活用について公表することとされていますので、確認することは可能です。

○委員

第3期計画については、概ね委員からの意見が反映されているものだと思います。以前、私が林業現場を取材させてもらい、林業の専門知識や技術がすごいなあと感激しまし

た。そこで働いている方にお話を伺ったのですが、賃金を上げてほしいということと、林業はカッコいいということがアピールできる場をほしいと言われました。今回の計画では、YouTube を使っての広報が盛り込まれていますが、次期計画では、林業の現場を伝える広報に力が入るといいなと思いました。

また、資料1の7ページにある木質バイオマスですが、現在の普及啓発イベントを一步進めた取り組みを行うとありますので、県全体で木質バイオマス利用が進むと期待するところです。

○委員

木質バイオマスの新たな事業とは、具体的にどのような内容か。

○林業振興課長

これまでは、普及啓発事業でしたが、次期計画では、木質バイオマス利用に直接つながるような事業として、現在、財政当局と協議しているところです。

○座長

全国では木質バイオマス発電利用が非常に伸びている中、新事業は発電向けとはされていませんが、県としての木質バイオマス利用促進の支援の考え方を教えてください。

○林業振興課長

木質バイオマス利用のボイラー設置や間伐材、未利用材を供給するために必要な移動式チップパーなど林地から木質バイオマス燃料として供給の支援を行っております。

○座長

令和元年度から国の森林環境譲与税が始まり、既に県の独自財源を活用して森林整備などを行っている箇所が全国で37府県あり、国の森林環境税は、市町村が主体となって民有林の整備や木材利用促進などの取り組みに活用することとなっています。

今回の計画においては、森林整備は整備する場所そのものが重なっていないため、県と市町村のすみわけがされている。また、甲斐の木づかい事業は市町村立の小中学校へ机を提供する事業のため、これは市町村の事業ではないのかという整理だと思います。国の考え方として、森林は地域資源であるため、地域で知恵を出して、森林整備や林業振興を地域に合致した使い方を整理し、活用を進めてくれという考えでいると思います。

ということから、今回、(国の森林環境譲与税の対象となる)2事業を県税から外すというのは、論理的に通っていると思います。

○座長

他に、委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特にないようですので、それでは議事をこれで終わらせて頂きます。
委員の皆様には進行に御協力いただきましてありがとうございました。
それでは、進行を司会にお戻し致します。

○司会

座長、それから委員の皆様、ありがとうございました。
以上を持ちまして、閉会いたします。